



高所作業の安全対策

15分勉強会

令和4年7月8日金曜日



株式会社 店舗プランニング
安全衛生管理課 小嶋 賢一

自己紹介

小嶋 賢一（こじま けんいち）

- ・ 東京都中野区生まれの埼玉県在住、年齢はそれなりです・・・。
- ・ セキュリティ業界に22年。

セキュリティゲートの設置工事や電波調整

防犯カメラの設置工事（屋内、屋外）

施工管理（全国協力会社網構築・工法指導）

営業職（家電量販店専属セキュリティ備品関連）

安全衛生教育（協力会社、社内）

資格 防犯設備士、第2種電気工事士、第2種電気通信施工管理技士、
第2種衛生管理士、第2種普通自動車、第2級小型船舶、調理師

講習 フォークリフト、安全管理者、職長安全衛生教育、防火防災管理者、安全運転管理者

本日の内容

- (1) 高所作業とは
- (2) 典型的な災害発生原因
- (3) 脚立を使用する前にリスクアセスメント
- (4) 保護具の着用義務
- (5) 傷病・死亡事故
- (6) 労災隠しは違法

高所作業とは

「高所作業」とは、2メートル以上の高さで行う作業を指します。この高さは労働安全衛生法などによって定められている数字で、2メートル以上の高さで作業を行う際には安全措置を取らなければなりません。

なぜ高所作業が危険視されているかというと、2メートル以上の高さから転落した場合、重大な災害に繋がってしまうからです。

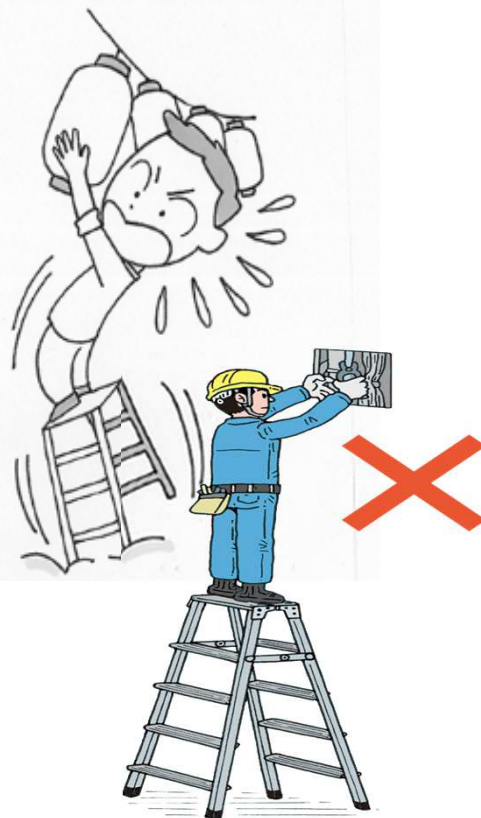
典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より尺の長いものを使用し、天板より2, 3段目に足をかける。



脚立

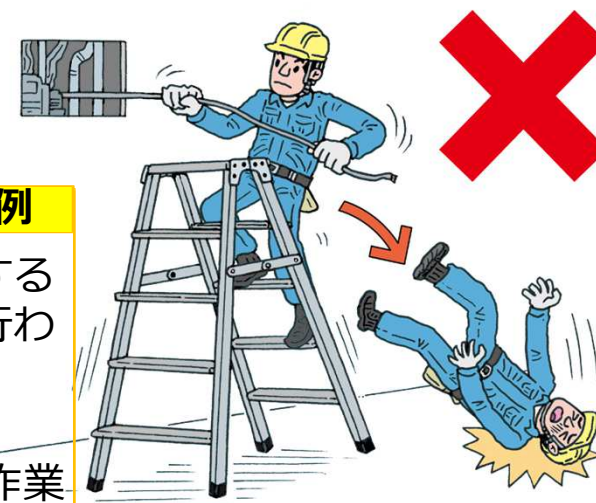
2 反力のある作業での転落

【事例】引っ張っていたケーブルが、急に反力が無くなりバランスを崩して脚立から墜落した。

ワンポイント対策例

押したり引いたりする力を入れた作業を行わないこと。

身体を乗り出して作業を行わないこと。



職場の安全サイト 厚生労働省より引用

典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

脚立

3 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。

なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。

脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



4 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持った脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

補助員を設ける



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

5 踏さんに背を向けて降りて転落

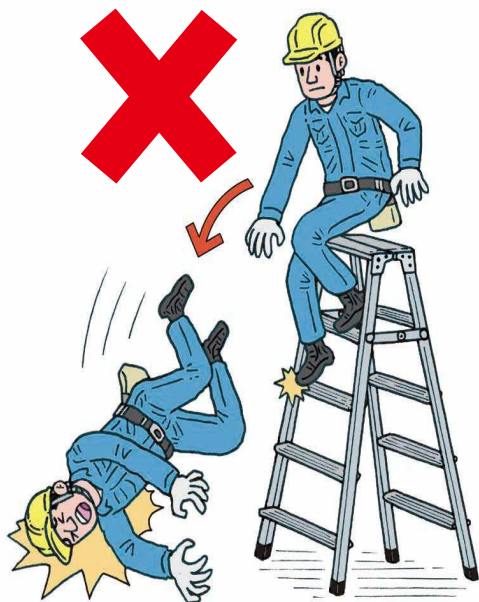
【事例】踏さんの踏み外しやつまづきにより転落。

ワンポイント対策例

必ず脚立に向かって昇降を行うこと。

腰道具が踏さんに引っかかってバランスを崩すので絶対に禁止行為。

下段飛ばしで飛び降りも絶対に行ってはならない。



脚立

6 斜面、段差のある場所での作業

【事例】床段差がある場所に使用し、可搬式作業台がバランスを崩し、転落。

ワンポイント対策例

凸凹のある場所、軟弱な場所、滑りやすい場所では、直接、使用してはならない。

伸縮式を勧める。



職場の安全サイト 厚生労働省より引用

典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

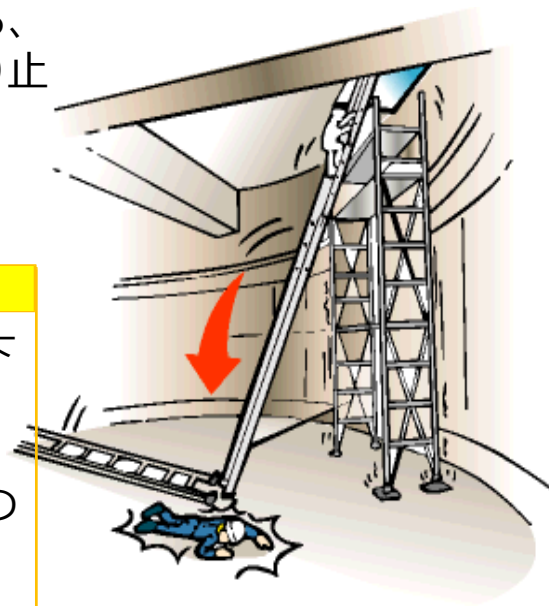
はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

作業床を設ける
補助員を設ける

はしご・スライダー

2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。
補助員を設ける

典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
（耐滑性の低い靴を使用）

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



はしご・スライダー



耐滑型安全靴

職場の安全サイト 厚生労働省より引用

リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。労働安全衛生法第28条の2では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置」として、製造業や建設業等の事業場の事業者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされ、その適切かつ有効の実施のために、厚生労働省から「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公表されています。

作業開始前にTBM（ツール・ボックス・ミーティング）を行い、責任者（職長）は作業員に危険な業務等を周知する必要がある。

作業前の確認（リスクアセスメント）

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、突き
出し60センチ
以上となっていること
を確認

立てかける位置は水平で、
傾斜角75°、
突き出し60センチ以上
となっていることを確認

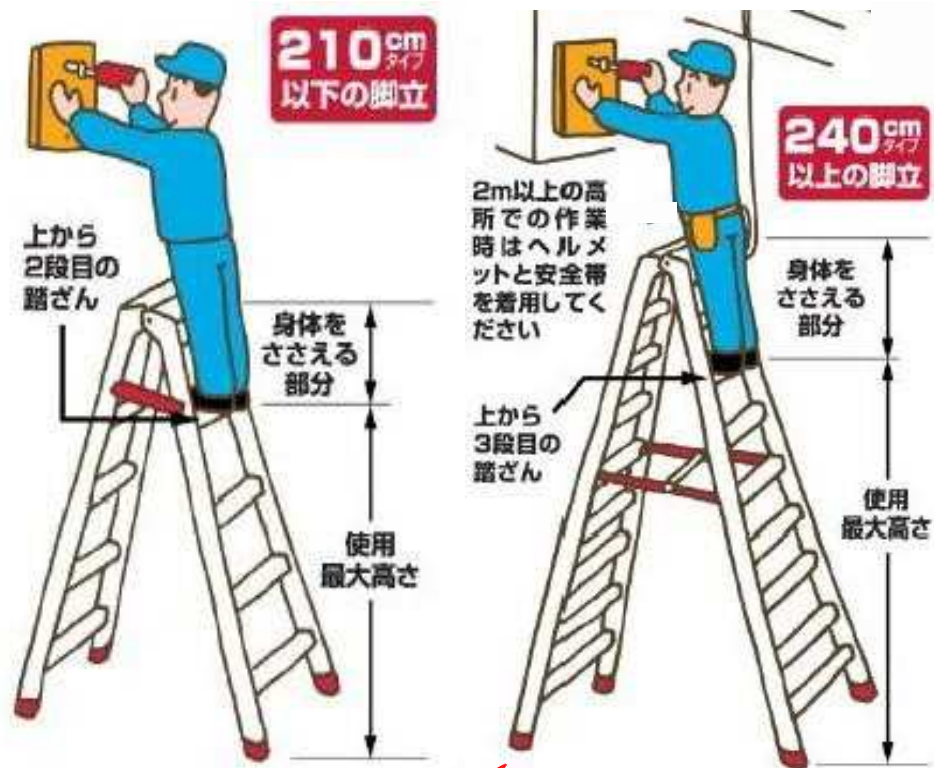


75°
滑り止め

指差し呼称のポイント

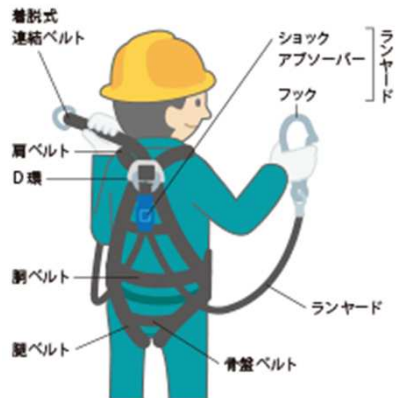
「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ!」

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけ
でなく
安全帯も着用しましょう!

保護具の着用義務



1, 保護帽（特に重要）

2, 墜落制止用器具（旧名称・安全帯）

3, 安全靴

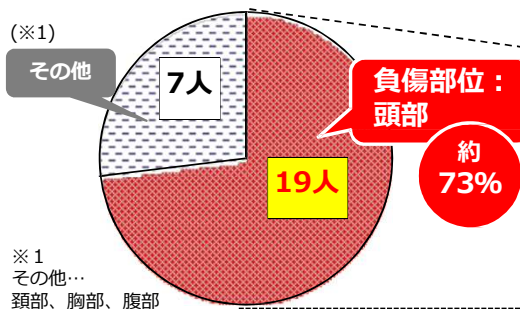
4, 呼吸用保護具（アスベスト問題）

大気汚染防止法 令和3年4月1日施工

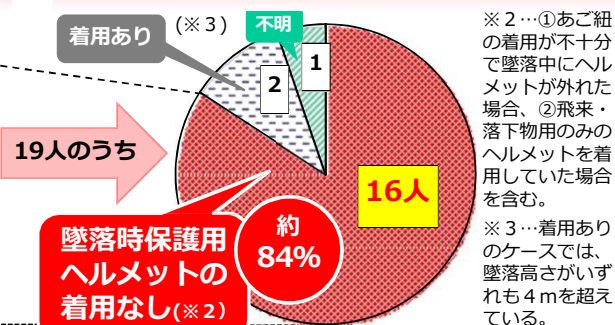


頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



必ず保護帽を着用！



着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

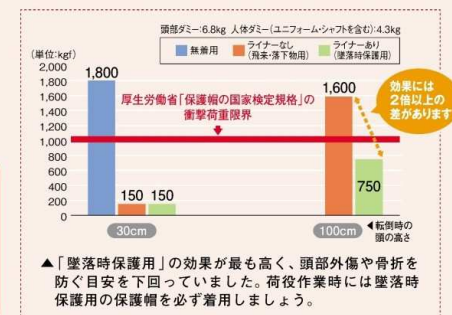
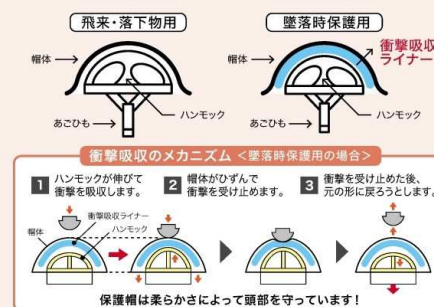
参考
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

特に1と3を忘れずに！（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



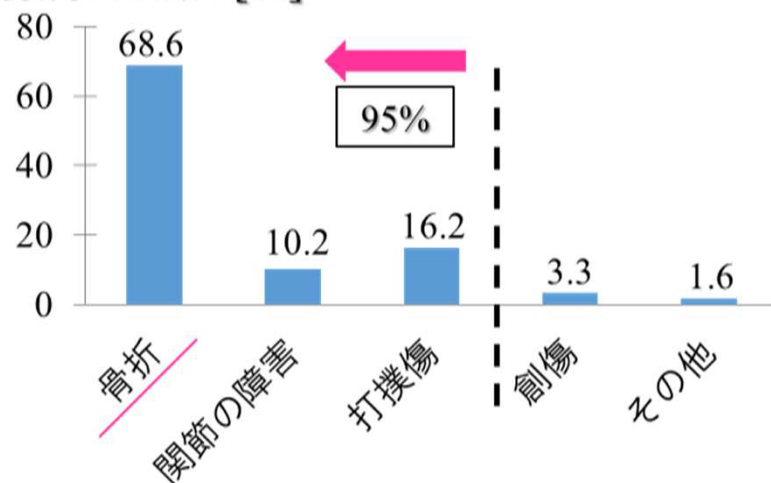
■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

必ず
着用しよう！

厚生労働省・東京労働局
はしごや脚立からの墜落、転落災害をなくしましょうから引用

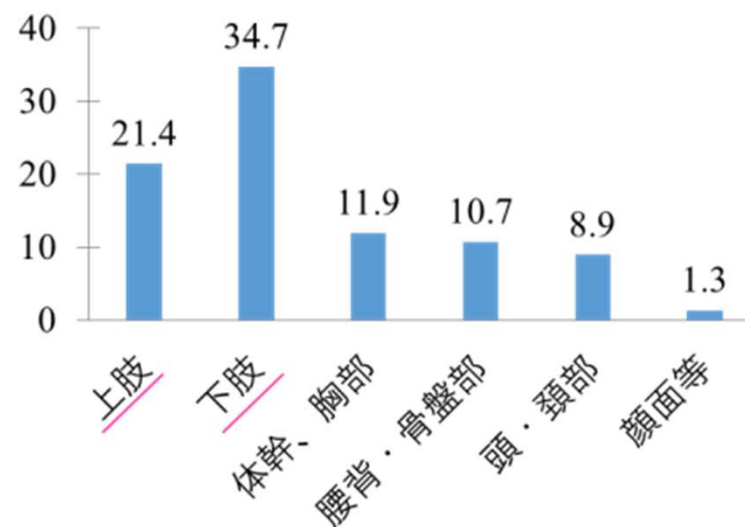
傷 病

傷病の内訳 [%]



約70%が骨折し、打撲傷と関節の障害を含め95%

傷病部位の内訳 [%]



部位は下肢と上肢中心. 飛び降りや回避行動として手をつくことが多い.

労働安全衛生総合研究所
脚立からの転落災害の現状と防止対策の展望より引用

死亡災害

業種	年齢	性別	経験	職種	発生状況の概要	事故型	傷病性質	傷病部位	状況
製造業	56	男	14年	工務	エアコンフィルター交換のため高さ1m70cm脚立使用中に脚立が左右方向にすべり真後ろに転落。頭と全身をコンクリートの床に強打。	墜落、転落	打撲傷	頭蓋部	作業中
建設業	63	男	30年	内装業	役物ボートを貼る段取中、脚立にからみあい転倒し負傷。	墜落、転落	打撲傷	頭蓋部	作業中
建設業	53	男	20年		建物外で配管作業中、風にあおられ脚立の上から転落し、体の一部を強打。	墜落、転落	打撲傷	腹部	作業中
商業	66	男	2ヶ月		天井の修理のため脚立に上るとき、落下し頭部を打った。	墜落、転落	打撲傷	頭蓋部	上り
商業	45	男	27年	営業職	店舗内で高さ約1.5mの脚立で商品陳列作業中にバランスをくずし脚立から落下して後頭部を床面に強打。	墜落、転落	打撲傷	頭蓋部	作業中
保健衛生業	61	男	3ヶ月	保安電気係	階段の踊り場で蛍光灯を交換しようとして、台の上に脚立を伸ばし(高さ360cm)て作業中、足場が不安定になり脚立の途中から転落。	墜落、転落	打撲傷	頭蓋部	作業中

- 高年齢作業者が墜落・転落により頭部を負傷した事例が多い。頭部の保護についての記述はなかった。
- 脚立の高さは1.5mと1.7mと決して高くないが、死亡事故が発生
- 上り下りよりも作業中にバランスを崩した事例が多い

労災隠しは違法

刑法上の責任

労災隠しは犯罪行為であり、刑法上の責任を負います。

安全衛生法120条第5号では、「労働者死傷病報告」をしなかったり虚偽の報告をしたりした場合には、50万円以下の罰金に処する旨規定されています。

過去の事例では、労災隠しが発覚すると安全衛生法違反容疑で送検し、ほとんどの場合に罰金刑となつていますが、理論上は逃げれば逮捕されることもありますし、刑事罰が科されれば前科になってしまうこともあるというわけです。

詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

ご清聴ありがとうございました

